

所管部課	健幸いきいき部 介護保険課		部長	川口 莊一		
件名	令和5年度東大和市介護サービス事業所助成金支給要綱について					
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>原油価格・物価高騰の影響を受けた介護サービス事業所の負担軽減を図るため、事業継続に資する助成金を運営法人に支給するための単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 対 象 市の区域内の指定事業所において、介護サービスを提供している法人（令和5年7月1日において事業を実施しており、令和6年3月31日まで事業継続の見込みのある事業者に限る。）</p> <p>イ 支給額 通所介護、訪問介護、施設介護、短期入所等 1サービスにつき20万円 居宅介護支援、福祉用具販売・貸与等 1サービスにつき10万円</p> <p>(2) 施行日 市長決裁の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 助成金の支給により、市内における介護サービス事業の安定化と継続性が図られ、高齢者の福祉の向上に寄与することができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年度一般会計補正予算（第2号）に計上し議決済。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。